

喜多方市公共施設等における 受動喫煙防止対策に関するガイドライン

概要版

1 改正健康増進法の趣旨・概要（2020年4月1日～全面施行）

望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲に配慮することが定められ、「マナーからルールへ」と変わった。

＜基本的な考え方＞

- (1) 「望まない受動喫煙」をなくす
- (2) 受動喫煙による健康への影響が大きい子どもや患者等に特に配慮する
- (3) 施設の類型・場所ごとに対策を実施する

＜改正の概要＞

- (1) 国及び地方公共団体の責務等が定められた
- (2) 多数の者が利用する施設等における喫煙が禁止
- (3) 施設等の管理権原者等の責務として喫煙器具、灰皿等の設置禁止
- (4) 違反した者について、所要の罰則規定が設けられた

2 市ガイドライン策定の経緯

- (1) 改正法の施行により原則敷地内禁煙とされる第一種施設を多く所有する市がモデルとなり、受動喫煙防止を推進する
- (2) 施設類型ごとに統一された、市民にもわかりやすいルールを設定する必要がある
- (3) 第3次健康きたかた21において、喫煙が及ぼす健康被害の1つである「慢性閉塞性肺疾患」が、本市においては全国の1.6倍、福島県の1.3倍（出典：H30年度福島県保健統計）と高い状況にあり、対策が必要な状況である

これらの状況を踏まえ、施設利用者及び職員の受動喫煙による健康被害を防止し、健康増進を図ることを目的に、本市において、改正健康増進法の規制内容を上回る対策を講じることとする。

（裏面参照）

3 市ガイドラインが目指す各機関等の役割

受動喫煙防止対策を推進していくためには、それぞれの立場で次のような事項について積極的に取り組む必要があります。

行政	ア 関係機関と連携・協力しながら、受動喫煙防止対策についての普及啓発を行う。 イ たばこをやめたい人への禁煙支援を行う。 ウ 20歳未満・妊産婦の喫煙防止の啓発を行う。
事業所	ア 利用者に対する受動喫煙防止対策を実施する。 イ 従業員の健康の保持増進のため、受動喫煙を防止するための措置を講ずるよう努める。 ウ 自己の施設の受動喫煙の取り組みについて、積極的に情報提供を行う。（例：「空気のきれいな施設」等認証制度の利用）
医療機関・医療保険者	ア 喫煙や受動喫煙による健康への影響について情報提供を行う。 イ たばこをやめたい人への禁煙支援を行う。
市民	ア 喫煙、受動喫煙が健康に及ぼす悪影響について理解を深める。 イ 喫煙者は自分の呼出煙、副流煙が周囲の者に悪影響を与えていることを認識し、たばこを吸わない人に対する受動喫煙防止のための配慮を行う。



	喜多方市ガイドライン				改正健康増進法	
	改正法の規制内容を上回る対策			改正法の規制内容に準ずる		
分 類	<市公共施設> 具体的な施設例	対策	施行期日	<市公共施設以外> 具体的な施設	対策	施行期日
第一種施設 ①学校、病院、児童福祉施設など受動喫煙により健康を損なう恐れが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの ②行政機関の庁舎	本庁舎、各総合支所及びそれ以外の庁舎、小中学校、認定こども園、児童館、児童クラブ、医療機関、給食調理場、浄水場、公用車等	(特定屋外喫煙場所設置不可) 敷地内禁煙	令和5年 4月	県合同庁舎、高校、病院、医院、旅客運送事業自動車等	敷地内禁煙 (特定屋外喫煙場所の設置が可能)	令和元年 7月1日
第二種施設 (第一種施設以外の多数の者が利用する施設) 事務所、工場、ホテル、旅館、飲食店、鉄道、裁判所等	福祉センター、保健センター、保健福祉センター、各公民館、各集会施設、集会所等、観光施設、美術館、図書館、給水施設、運動施設等	(屋外喫煙場所設置不可) 敷地内禁煙		駅、事務所、工場、商店、ホテル、旅館、飲食店、ゲームセンター、カラオケボックス等	原則屋内禁煙 (喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要)	令和2年 4月1日
【経過措置】 既存の経営規模の小さな飲食店①個人又は中小企業が経営②客席面積 100㎡以下	—	喫煙可		喫煙可能な場所である旨を提示することにより店内で喫煙可。 * 掲示義務付け、20 歳未満立ち入り禁止	喫煙可能な場所である旨を提示することにより店内で喫煙可。 * 掲示義務付け、20 歳未満立ち入り禁止	
屋外・家庭等	公園、自転車等駐車場、野球場等体育施設	(屋外喫煙場所設置不可) 敷地内禁煙		その他屋外、家庭等	受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮	令和元年 1月24日
喫煙目的施設 喫煙を主目的とするバー、スナック等、店内で喫煙可能なたばこ販売店、公衆喫煙所 * 掲示が必要、20 歳未満立ち入り禁止	—	喫煙可		バー、スナック等 * 掲示義務付け、20 歳未満立ち入り禁止	喫煙目的室が設置可能	令和2年 4月1日